

告示

埼玉県告示第七百五十五号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

神川町

二 作業種類

二級基準点（移設一点）

三級基準点（移設一点）

三 作業地域

児玉郡神川町大字植竹、関口地内

四 作業期間

令和二年七月一日から令和二年九月三十日まで